

事業番号0453										
平成29年度行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名	労災就学援護経費				担当部局庁	労働基準局			作成責任者	
事業開始年度	昭和45年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし		担当課室	労災管理課			志村 幸久	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定									
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号				関係する計画、 通知等	労災就学援護費の支給について（昭和45年10月27日基発第774号）、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日基発第774号）				
主要政策・施策	－				主要経費	社会保障				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受け、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で学資等の支弁が困難であると認められる者に対し、都道府県労働局・労働基準監督署において対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額14,000円 ②中学生……在学者1人につき月額18,000円（通信制課程に在学する者にあつては15,000円） ③高校生等…在学者1人につき月額16,000円（通信制課程に在学する者にあつては13,000円） ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円（通信制課程に在学する者にあつては30,000円） （※いずれも平成29年度の月額）									
実施方法	直接実施									
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	2,910	2,946	2,921	2,780				
		補正予算	－	－	－	－				
		前年度から繰越し	－	－	－	－				
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－				
		予備費等	－	－	－	－				
	計		2,910	2,946	2,921	2,780	0			
	執行額		2,696	2,605	精査中					
	執行率（％）		93%	88%	0%					
当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		93%	88%	－						
平成29・30年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	労災就学等援護費		2,776							
	庁費		4							
	職員旅費		0							
	計		2,780	0						
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標最終年度 29年度
	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。		申請から支給決定まで1ヶ月以内に処理をしたものの割合	成果実績	％	85.5	85	精査中	－	－
				目標値	％	80	80	80	－	80
				達成度	％	106.8	106.2	精査中	－	－
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	社会復帰促進等事業処理状況調べ									
活動指標及び 活動実績 （アウトプット）	活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績	人	10,675	10,315	精査中	－	
				当初見込み	人	11,130	10,675	10,315	精査中	
単位当たり コスト	算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給される援護経費であり単位当たりコストの算出はなじまない。			単位当たりコスト	－	－	－	－	－	
				計算式	－	－	－	－	－	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	政策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること												
		施策	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ－3－2)												
		測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標年度			
										－	年度	29	年度		
			労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)		実績値	%	82.6	81.4 (見込)	精査中	－		－			
				目標値	%	87.8	85	85	－		85				
		測定指標	定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)							
			－		－		－	－							
							－	施策の進捗状況(実績)							
						－	－								
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係															
本事業の政策評価上の個別目標は申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とすること及びその期間内に支給決定した割合を80%とすることであり、平成26年度及び平成27年度とも、事業目標を達成していることから、測定指標に寄与している。															
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	－		－										
		(第一階層)	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度			
						－	年度				－	年度	－	年度	
					成果実績	－	－	－	－	－	－	－	－		
					目標値	－	－	－	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－	－	－	－			
		(第二階層)	KPI (第二階層)			単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度			
						－	年度				－	年度	－	年度	
					成果実績	－	－	－	－	－	－	－	－		
					目標値	－	－	－	－	－	－	－	－		
		達成度	%	－	－	－	－	－	－	－					
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係															
－															

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	被災労働者及びその遺族等の中には、進学をあきらめ、学業を途中で放棄せざるを得ないものが少なくない。 本事業は、被災労働者及びその遺族等が労働災害により学業を放棄することがないよう学業にかかる費用を援護するものであり、国民や社会のニーズを的確に反映しているといえる。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、被災労働者及びその遺族等の援護のための事業であることから労災保険を所管する国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	被災労働者及びその遺族等の中には、進学をあきらめ、学業を途中で放棄せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者を援護するものであり、政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業であり、政策体系の中で優先度の高い事業である。
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	－	－
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災者援護のための事業であり、事業者負担として行うことが妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	精査中
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	申請から支給決定までの目標期間を設定し、効率的な運営を図っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	精査中
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	精査中
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	人事院		就学援護金（国家公務員災害補償制度）	
	総務省		就学援護金（地方公務員災害補償制度）	
点検・改善結果	点検結果	執行額、成果実績及び活動実績は精査中であるが、労災就学援護経費は、被災労働者の遺族等の就学に係る費用を援護するため、引き続き必要な経費である。		
	改善の方向性	労災就学援護経費については、一部精査中であるが、各点検項目の評価のとおり適正に実施されているところであり、被災労働者の遺族等が被災労働者の死亡や災害が原因となって学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念したりすることのないよう経済的な側面から就学の援護を図るために支給しているものである。 当該経費については今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				

関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	660-13	平成23年度	987	平成24年度	832	
平成25年度	427	平成26年度	437	平成27年度	449	
平成28年度	447					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※平成27年度の実績に基づき記載

平成28年度は精査中

厚生労働省
2,605百万円
(平成27年度執行額)

↓

A. 被災労働者の遺族等
2,605百万円

労災就学援護費の請求

労災就学援護費の支給

A.被災労働者の遺族等			B.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
労災就学援護費	労災就学援護費の支給	2,605			
計		2,605	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	被災労働者の遺族等	-	労災就学援護費の請求	2,605	その他	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-